

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 東根市外二市一町共立衛生処理組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	49.0 %
全職員	75.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長(局長)職	— %
課長職	** %
課長補佐職	— %
係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	112.8 %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	** %
11～15年	63.5 %
6～10年	94.8 %
1～5年	102.8 %

【説明欄】

1. 全職員に係る情報について

任期の定めのない常勤職員数は年間平均で57名、そのうち4名が女性である。任期に定めのない常勤職員以外の職員数は年間平均で12名、そのうち1名が女性である。

2. (1) 役職段階別について

女性がいない区分は「—」表示をしている。課長職には情報公表の対象となる職員が男女合わせて2名と少なく、特定の職員の給与が推測できてしまうことから公表の対象外としている。

2. (2) 勤続年数別について

女性がいない区分は「—」表示をしている。なお、36年以上の区分は男女共にいない。31～35年の区分に属する男性は技能労務職が多い。16～20年の区分には情報公表の対象となる職員が男女合わせて2名と少なく、特定の職員の給与が推測できてしまうことから公表の対象外としている。11～15年の区分に属する女性は部分休業等を取っているため、男女間の給与差が大きい。

※その他/扶養手当や住居手当について

これらの手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当及び住居手当の受給者に占める男性の割合はそれぞれ100%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。